解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十九日

福岡県北九州市戸畑区中原西二丁目八番九―二〇一号　株式会社総合設計事務所

代表清算人　江戸端憲一

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十九日

福岡県遠賀郡岡垣町大字内浦字茶屋ノ前一四六番一号　有限会社宗像工作所

清算人　吉田　繁雄

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十九日

大分県国東市武蔵町古市五七八番地の一　ムサシタクシー株式会社

代表清算人　瀧口　公明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月十四日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十九日

北海道空知郡奈井江町字奈井江一四五番地　学校法人瑞穂学園

代表清算人　土居　晃郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年七月二十九日つくば市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十九日

茨城県つくば市台町三丁目三番地一　台町土地区画整理組合

代表清算人　渡邊　衛一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十九日

千葉県館山市北条二二二五番地の一　医療法人太陽会

清算人　山崎　洋次

解散公告（第三回）

当基金は平成二十六年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十九日

東京都港区西新橋一丁目一二番四号　全国光学工業厚生年金基金

代表清算人　齋藤太増光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年四月十八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十九日

香川県観音寺市大野原町大野原六三七三番地　宗教法人出雲大社大野原教会

清算人　杠　英樹

配当公告

福井市重立町一七号二五番地の一　破産者　株式会社高志観光バス

右の者に対する福井地方裁判所平成二十五年(フ)第二三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三九、二八七、五四九円

一、配当することのできる金額

金二二、三六二、九〇四円

平成二十六年九月十九日

福井市春山二丁目二番一六号　前波法律事務所

破産管財人　前波　裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡涌谷町字表桜町四三番地

三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小島　政彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

事務所宮城県大崎市古川駅南三丁目一三番二号

相続財産管理人　弁護士　冨田　成人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市豊岡町乙一六一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岩瀬　次夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号　カナザワビル五階武田隆志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市下触町三三六番地、最後の住所群馬県伊勢崎市下触町三四八番地一

被相続人　亡　亀井　セイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

群馬県伊勢崎市境女塚四番地七　相続財産管理人　阿久澤光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市若葉区高品町五七八番地

二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　堀田　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号　KA中央ビル五階梨本・山本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区葛城二丁目一〇番、最後の住所千葉市中央区葛城二丁目一〇番六号

被相続人　亡　岳田昭一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一一号　Aiビル三階　コンセイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　市川　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市松が枝町五番、最後の住所千葉市稲毛区園生町一三一二番地一ルネサンスアリーナ稲毛七〇八号

被相続人　亡　菅沼　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区堀切五丁目四番地、最後の住所東京都八王子市川口町二七五七番地　協和病院

被相続人　亡　相川　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭